

令和8年度避難指示解除区域等における森林施業等実証事業（植栽木等調査） 仕様書

1 事業の目的

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響を受けた地域において、林業は基幹産業の一つとなっており、避難していた住民の帰還後、円滑に林業が再開できることが重要である。

林業の再生に向けて、平成30年度から開始した本調査では、樹木内の放射性セシウムの動態解明や将来予測が必要として、放射性物質による影響を直接受けていない原発事故以降に植栽等により更新した樹木内の放射性セシウム濃度等について調査を実施し、土壌からの放射性セシウム吸収に及ぼす主な要因として、放射性セシウムの蓄積量や土壌の交換性カリウム、樹種による特性の違い等の影響を明らかにしてきた。

一方、放射性物質の影響を受けたスギ、ヒノキ等の林業用樹木の木材利用、コナラ、クヌギ等きのこ原木用樹木の原木利用の可能性の検討や利用促進のための課題に対応していく必要がある。

このため、植栽木等の放射性セシウム濃度の将来予測を決定づける要因の解明と、それらの要因間の関連性を明らかにするとともに、将来予測を行うための基礎的な知見を得ることを目的とする。

2 植栽木等調査

(1) 調査内容

- ① 樹木のセシウム 137 濃度の経年変動傾向を調査する。
- ② 林業の主要樹種について、立地環境等がセシウム 137 の吸収特性に及ぼす影響を評価する。
- ③ 樹種ごとに樹木の当年枝や樹皮等を用いて、材のセシウム 137 濃度の簡易推定方法を検討する。

(2) 調査計画等

① 調査区

原発事故以降に植栽及びぼう芽により更新を行った林分からなる「調査区」を設定している。

② 調査対象樹種

調査樹種については、用材用樹種4種（スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ）と、きのこ原木用樹种植栽木2種（コナラ、クヌギ）と、ぼう芽更新木（震災以降にぼう芽更新施業によって芽吹いたぼう芽枝が対象）1種（コナラ）、6樹種7種類とする。

③ 調査計画（令和8～12年度の5か年）

調査区は、令和3～5年度に設定した合計44調査区となっている。別添参考1、2のとおり。

また、調査頻度は全ての調査区を2年で1巡を基準とし、年度ごとの調査区は表-1のとおり。

表-1 年度ごとの調査区

設定年度	調査箇所数	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
令和 3 年度設定	植栽木等計 18 調査区		調査 実施		調査 実施	
令和 4 年度設定	植栽木等計 21 調査区	調査 実施		調査 実施		調査 実施
令和 5 年度設定	植栽木等計 5 調査区		調査 実施		調査 実施	

④ 調査区の明示、写真撮影及び空間線量率の測定

調査区は、水平 20m×20m（斜面の上下・左右方向に水平 20mずつ）とし、中心部にプラスチック L 杭を、方形区の四隅及び各辺の midpoint 10m 位置には木杭を打設し、区域を明確にしておく。

調査区ごとに中心部から上下左右 4 方向の写真撮影し記録しておく。

また、調査区の中心部及び各辺の midpoint 10m 位置の杭打設点にて、高さ 1 m の空間線量率を測定し記録しておく。

(3) 調査時期

生葉を採取するため、試料の採取時期は、コナラ、クヌギ、カラマツは 9～10 月に葉が色づき始める前に実施し、スギ、ヒノキ、アカマツは 10 月以降に実施する。

(4) 調査方法

下記①～③の調査について、過年度の「避難指示解除区域等における森林施業等実証事業（植栽木等調査）報告書」の調査手法を参考に実施する。（林野庁研究指導課において、必要に応じ報告書、調査データ等の提供を行う。）

また、調査方法の改良等が必要なときは、事前に林野庁及び学識経験者に相談し、その指示に従うものとする。

① 試料の採取

地上部については、各調査区において、その周囲の幅 10m 程度の範囲から平均的な胸高直径（平均的な胸高直径は下記③により算出する。）の 3 個体を選定して伐倒したもの（以下「各調査区の伐倒 3 個体」という。）から試料を採取する。また、各調査区の伐倒 3 個体は、伐倒前にスケールとなる赤白 2 m ポールとともに写真を撮影し記録する。

地下部は、各調査区の伐倒 3 個体の近傍から堆積有機物と表層土壌 2 層（0-5 cm・5-10cm）を採取する。

ただし、採取した試料は 1 調査区内における試料の混合は行わず、1 調査区からは 3 試料を検体として採取する。

② 試料の調整と分析測定及び測定結果の整理

上記①で採取した試料の調整は、全枝のチップ化及び樹皮と材の分離と材のチップ化を行う。スギは当年枝葉を試料として取り扱う。スギ以外の樹種の枝葉は、当年枝と当年葉とに分離し分析試料とする。調整後の試料は、速やかに分析測定機関に送付し、放射性セシウム濃度の測定を行う。

なお、分析測定を行う樹木の部位は、スギの場合、樹皮、材、当年枝葉、全枝（枝葉）とし、その他の樹種の場合は、樹皮、材、当年枝、全枝、当年葉、全葉（カラマツ、コナラ、クヌギは落葉樹のため全ての葉は当年葉）とする。（以降、便宜的にスギ当年枝葉は当年枝として記載する。）

また、表層土壌 2 層については、放射性セシウム濃度ほか、pH(H₂O)、交換性カリウム、交換性カルシウム及び交換性マグネシウムの分析測定も実施する。なお、安定同位体のセシウム 133 を別途分析測定する可能性があるので、試料の取扱いについては林野庁及び学識経験者の指示に従う。

分析測定の終了後は、(6) ① のデータベースの基礎資料として利用可能なデータ整理を行う。

③ 調査区の蓄積量調査

各調査区において、毎木調査（胸高直径、本数）を実施し、平均的な胸高直径を算出する。

各調査区の地上部各部位（葉（全葉）、枝（全枝）、全幹）の面積当りのバイオマス現存量は、上記①の各調査区の伐倒 3 個体の地上部各部位の乾重量の平均値に立木密度を乗じて算出する。

(5) 放射性セシウム濃度の測定

採取した堆積有機物や土壌、樹木の部位ごとの試料は、湿重量を計測した後、乾燥機を用いて 105℃（試料により温度が異なる。）で乾燥し、絶乾重量を計測する。次に、粉碎器等で 4 mm 以下に粉碎した後、ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリ法により放射性セシウム (Cs-137) を定量し、単位重量当たりの放射性セシウム濃度 (Bq/kg) を求める。

ただし、試料により測定方法が異なることから、詳細については、過年度の「避難指示解除区域等における森林施業等実証事業（植栽木等調査）報告書」の測定方法に準じて実施する。また、測定方法の改良等が必要なときは、事前に林野庁及び学識経験者に相談し、その指示に従うものとする。

(6) データ解析

① データベースの修正とデータの追加

林野庁から提供するデータベースのファイル (Excel 形式) に令和 8 年度の測定結果を追加する。調査区の追加等に合わせ、随時修正を加えるとともに、データ解析に用い、取りまとめを行う。

② データの解析

過年度データも含め、以下の解析を行う。

- ・ 樹種別、部位別のセシウム 137 濃度の経年変動特性
- ・ 当年枝面移行係数と土壌の交換性カリウム蓄積量等化学性の関係
- ・ 当年枝、樹皮及び材のセシウム 137 濃度の関係
- ・ 土壌のセシウム 137 蓄積量と樹種別、部位別のセシウム 137 吸収量
- ・ その他林野庁及び学識経験者の指導による必要な解析

3 放射性物質吸収抑制手法効果の検証

放射性セシウムの吸収抑制効果について検証するため、カリウム施肥試験を実施する。

試験方法は、下記（１）～（４）を基本とするが、改良等があればその試験方法を検討の上提案すること。また、試験の実施に当たっては、林野庁及び学識経験者と十分に相談・調整を行い、試験を進める中で試験方法の変更等が生じるときは、事前に林野庁及び学識経験者に相談し、その指示に従う。

（１）試験地の選定

試験地は、林野庁が指定する福島県内の森林（カリウム施肥効果が期待される森林及び施肥効果が低いと思われる森林）及びその周辺の森林の中から6箇所を選定する。樹種はコナラ林又はクヌギ林（可能な限りコナラ林とする。）とし、10年生以下の森林は可能な限り避けるものとする（最適な林齢は10～15年生位）。

本選定に当たっては、下記（２）の試験地の設定が可能であることを確認し、事前に森林所有者（必要に応じて隣接土地所有者を含む。）に下記（２）～（４）の試験内容について説明し了承を得た上で行う。また、保安林等の指定状況、法令等に定められた手続等について確認し、必要な手続等を行う。

（２）試験地の設定、空間線量率の測定等

各試験地には、カリウム施肥を行う「施肥区」、カリウム施肥を行わない「無施肥区」を設定する。

「施肥区」及び「無施肥区」のそれぞれの大きさは、原則水平20m×20mとし、両区の林相や地形はおおむね同じ設定となるよう努める。

各試験区の「施肥区」及び「無施肥区」の区域は、中心部にプラスチックL杭、方形区の四隅及び各辺の中心10m位置には木杭を打設するなど区域を明確にする。また、中心部から上下左右4方向の写真を撮影し、位置情報を記録しておく。

さらに、「施肥区」及び「無施肥区」の中心部及び各辺の中心10m位置の杭打設点（全12区で合計60点。）にて、高さ1mの空間線量率を測定し記録する。

（３）カリウムの施肥前調査

① 調査木の選定

上記で設定した各試験地の「施肥区」及び「無施肥区」において、毎木調査（胸高直径、本数）を実施し、各区で平均的な胸高直径を算出し、平均的な樹木（萌芽林の場合は同一株の最大径の樹木）を5本選木（全12区で合計60本。以下「調査木」という。）する。各調査木は写真撮影し、位置情報を記録しておく。

② 試料の採取

試料は、上記①の各調査木から、地上部は、外樹皮、内樹皮、材及び当年枝の採取を基本とするが、樹勢への影響を考慮して試料採取方法、採取部位等を決定する。地下部は、各調査木の近傍から、堆積有機物層及び表層土壌2層（0-5cm、5-20cm）を採取する。採取時期は、原則11月～12月とする。

樹皮は、樹木の高さ40～60cmの部分を用いて採取

する。

材は、内樹皮の採取位置から樹木中心部に向けてドリルビット（径 12mm～15mm 程度）を貫入して採取する。試料採取後は、傷口からの病原菌侵入を防ぐため樹木用コーティング剤を塗布しておく。

なお、上記の各試料は試料の混合は行わず、原則、調査木ごとに外樹皮、内樹皮、材、当年枝、堆積有機物層、表層土壌（0-5 cm）及び表層土壌（5-20cm）の7試料を検体として採取する。

③ 試料の調整と分析測定及び測定結果の整理

上記②で採取した試料は、上記2（4）②を参考に調整した後、速やかに分析測定機関に送付し、放射性セシウム濃度の測定を行う。また、表層土壌2層については、放射性セシウム濃度のほか、交換性カリウムの分析測定も実施する。

また、分析測定後の試料の取扱い、データ整理等は林野庁及び学識経験者に相談してその指示に従う。

④ 放射性セシウム濃度の測定

上記2（5）を参考に実施する。

（4）カリウム施肥

カリウム施肥の時期は、原則、上記（3）の試料採取終了後から2月までの間とし、施肥回数は1回とする。

カリウム施肥に使用する肥料は塩化カリとし、施肥量は66 g（40g-k）／m²（1施肥区約26kg×6施肥区＝合計約158kg）、カリウムの撒き方は均等撒きとする。

また、カリウム施肥効果の検証方法等について、林野庁及び学識経験者と相談の上で検討する。

4 過年度事業地の空間線量率の調査

森林施業等が空間線量率に与える影響を評価するため、過年度の事業地（試験区）において、下記（1）～（4）の調査を実施する。

（1）調査箇所

調査箇所は、「表-2 調査箇所一覧」のとおりとする。

表-2 調査箇所一覧

図番	事業地名 (試験区)	所在地	所有 区分	施業内容及び 実施年度	樹種
図 1	広野試験地	広野町折木北沢	民有林	皆伐 H24(2012)	アカマツ・広葉樹
図 2	大笹事業地	葛尾村落合字大笹	村有林	H27 間伐	ヒノキ、アカマツ
図 3	関沢事業地	飯舘村関沢	村有林	H28 切捨間伐	ヒノキ
図 4	小滝沢事業地	田村市都路町古道字 小滝沢	共有林	H26 更新伐	コナラ等広葉樹
	合子事業地	田村市都路町古道字 南作	共有林	H27 更新伐	コナラ等広葉樹
	馬場平事業地	田村市都路町古道字 馬場平	市有林	H28 間伐・皆 伐	アカマツ、ヒノキ、 スギ
図 5	冬住事業地	南相馬市原町区大原 磐城森林管理署 2011 ち3林小班	国有林	R4 間伐	スギ
	高倉事業地	南相馬市原町区高倉 磐城森林管理署 2031 い林小班	国有林	R4 間伐	スギ
図 6	飯樋事業地	飯舘村飯樋 磐城森林管理署 2336 ら林小班	国有林	R4 間伐	スギ

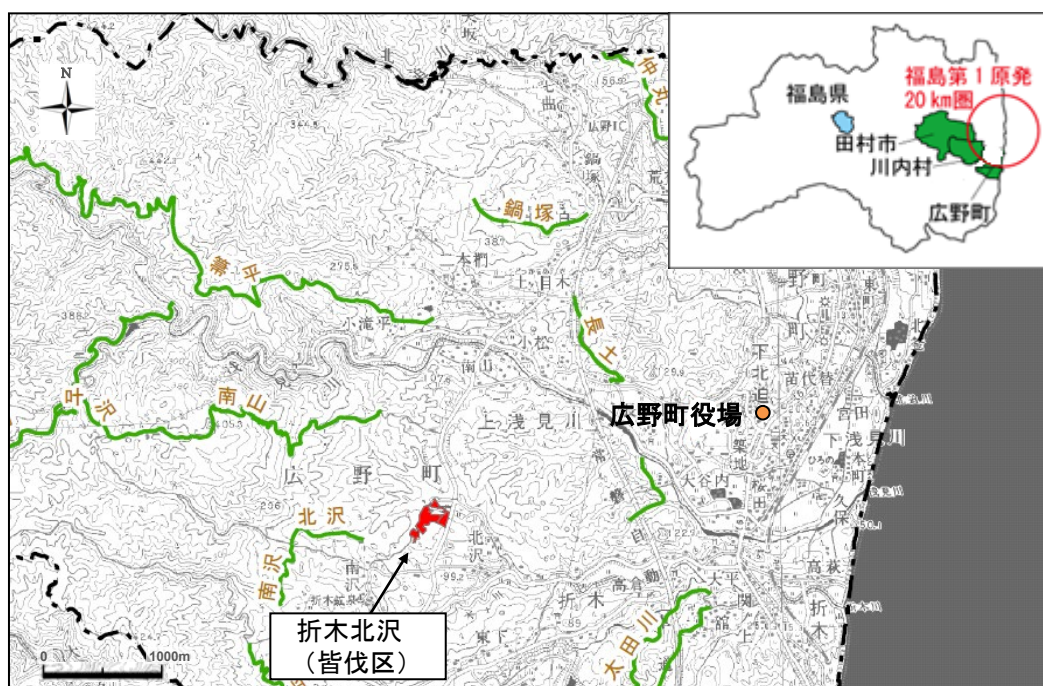


図 1 広野試験地位置図 (広野町)



图2 大笹事業地位置図（葛尾村）



图3 関沢事業地位置図（飯館村）

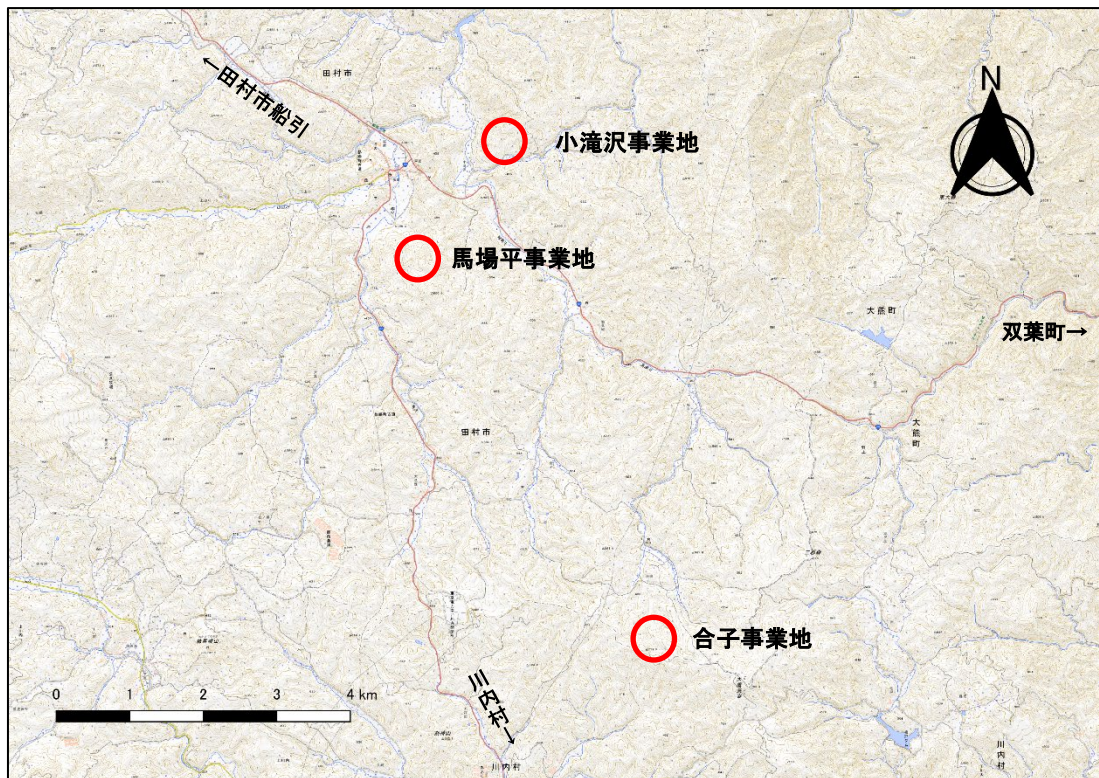


图4 小滝沢事業地 合子事業地 馬場平事業地（田村市）



図5 冬住事業地、高倉事業地（南相馬市）



図6 飯櫃事業地（飯館村）

(2) 空間線量率の調査

空間線量率の調査は、原則年1回、各事業地（試験区）の既設の各測点（測点数は（表-3）のとおり。）で空間線量率の測定を行い、令和8年度及び過年度の調査結果から、森林内の空間線量率の変化について調査する。測定方法は、下記（3）を基本とし、測定高は1mとする。また、測定時には、各測点の位置情報を記録し、必要に応じて各測点の周囲状況

をデジタルカメラ等で記録する。測定後は、空間線量率の分布状況を明らかにした図面を作成する。なお、測定値の異常が疑われる場合には、現地の状況を再確認し、その原因を解明する。

表-3 各事業地（試験区）の空間線量測点数

事業地名（試験区）	測点数	備考
広野試験地（皆伐区）	52	
大笹事業地	122	20m メッシュ
関沢事業地	40	
小滝沢事業地	95	20m メッシュ
合子事業地	119	20m メッシュ
馬場平事業地	129	20m メッシュ
冬住事業地	73	10m メッシュ 試験区 48 点、対照区 25 点
高倉事業地	60	10m メッシュ 試験区 30 点、対照区 30 点
飯樋事業地	80	10m メッシュ 試験区 50 点、対照区 30 点

（3）空間線量率の測定方法

空間線量率の測定は、「放射線測定に関するガイドライン（文部科学省、日本原子力研究開発機構 平成 23 年 10 月 21 日）」に基づき、校正済みの NaI (Tl) シンチレーション式サーベイメータを用いて行う。測定は、ガイドラインで定められた時定数（10 秒）の 3 倍にあたる 30 秒以上はサーベイメータの検出部を静置し、測定値の信頼性を確保する。

なお、測定時に降雨又は積雪がある場合は、測定を延期する。

測定方法は、上記を基本とするが、森林施業の効果を確認するための測定方法（測定機器、測定位置、分析方法など）を検討の上提案すること。

（4）データ解析

データ解析は、林野庁から提供するデータファイル（Excel 形式）に令和 8 年度の測定結果を追加して、事業地ごとに行う。

5 森林所有者等への事前通知、許諾の取得等

調査地は、国有林及び民有林であるため、調査に当たっては、森林所有者（必要に応じて隣接土地所有者を含む。）、所管の森林管理署、市町村等に対し、事前に調査実施について通知し、使用許諾を得ること。保安林等の法令指定の有無は必ず確認し、該当する場合は福島県の管轄の農林事務所等に問い合わせ、森林法等法令に定められた手続を行うこと。

また、入林に当たっても、森林所有者及び所管の関係機関に対して必要な手続を行うこと。

6 報告書の作成

報告書は、上記2～4の実施内容及び実施結果（関係資料、過年度から継続する調査はその実施結果を含む。）について整理し、上記2、4についてはその解析結果等を踏まえた考察を記載する。なお、解析及び考察に当たっては、学識経験者の指導・助言を得て取りまとめるものとする。

7 事業実施期間

委託契約締結日から令和9年3月12日までとする。

8 成果品

(1) 納入物件

- ・ 上記2～4の実施により得られた現地調査等データ及びデータベースのファイル（電磁記録媒体（DVD-R）2部）
- ・ 「報告書」（製本20部及び電磁記録媒体（DVD-R）2部）
- ・ 「報告書」の概要版（電磁記録媒体（DVD-R）2部）
- ・ 納入する電磁記録媒体資料は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出する。
- ・ 報告書についてはMicrosoft Word（doc又はdocx形式）及びPDF、現地調査等の数値データ、報告書に記載した表及びグラフ等については、Microsoft Excel（xls又はxlsx形式）を添付する。

(2) 納入期限等

- ・ 上記(1)の報告書の草案の提出期限は令和9年2月5日まで、上記(1)の納入物件の納入期限は令和9年3月12日までとする。
- ・ 納入物件の納入に当たっては、事前に林野庁担当者の確認を受けるものとする。

(3) 納入場所

林野庁森林整備部研究指導課（農林水産省別館7階ドアNo.別701）及び指示する場所

9 その他

(1) 受託者は、原則、本仕様書及び提案書のとおり事業を実施するものとする。

(2) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、林野庁担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。なお、各作業着手時及び現地作業終了時においては、必ず状況を報告するものとする。

(3) 事業の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務状況・進行状況に応じて必要な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うものとする。なお、受託者は、打合せを行った際は、打合せの内容を記録した打合せ簿を速やかに作成し、林野庁担当者に提出する。

(4) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官の承認を得るものとする。

(5) 受託者は、業務により知り得た個人情報及び調査データ等について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、データのやり取りにおいてはパスワード適切に設定するなど、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

(6) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき、又は、事業の内容を変更する必要があるときは、受託者と林野庁担当者が協議の上、対応する。

(7) 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て林野庁に帰属するものとする。

林野庁は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

本件に関する権利（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、農林水産省から受託者に対し対価が完済されたとき受託者から農林水産省に移転するものとする。

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受託者は農林水産省に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

(8) 受託者は、この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(9) 林野庁は、必要に応じて過年度における本事業調査の電子データの提供、報告書を閲覧又は貸与する。

(10) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添1の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受諾者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受諾者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。

(11) 受託者は、委託事業の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- | |
|---|
| <p>(1) エネルギーの節減</p> <ul style="list-style-type: none">・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号） 等 <p>(2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</p> <ul style="list-style-type: none">・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号） 等 <p>(3) 生物多様性への悪影響の防止</p> <ul style="list-style-type: none">・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） 等 <p>(4) 環境関係法令の遵守等</p> <ul style="list-style-type: none">・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）・森林法（昭和26年法律第249号） 等 |
|---|

(12) 受託者は、委託事業の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別添2の様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目（ウは除く）について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- | |
|---|
| <p>ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。</p> <p>イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。</p> <p>ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。</p> <p>エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。</p> <p>オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。</p> <p>カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。</p> |
|---|

(別添参考 1) 植栽木等調査区 (令和 9 年度及び令和 11 度の調査予定箇所)

No.	樹種		植栽 年度	植栽等 面積 (ha)	採取地	地番(民有林) 林小班(国有林)	所有形態	備考
SU31	スギ	植栽木 (一斉林)	H23	10.29	いわき市山玉町 竹棚	309 林班ち小班	国有林	(※2)
SU47	スギ	植栽木 (一斉林)	H25	1.54	田村市都路町 古道九郎鹿	45	民(個人)	(※2)
SU57	スギ	植栽木 (一斉林)	H25	9.78	いわき市三和町 下永井大堀	33 林班や 1 小班	国有林	(※2)
HI01	ヒノキ	植栽木 (一斉林)	H27	11.27	いわき市川前町 下桶売高部	110 林班る 3 小 班	国有林	
HI10	ヒノキ	植栽木 (一斉林)	H27	16.53	いわき市田人町 貝泊中澤外	410 林班ち小班	国有林	
HI11	ヒノキ	植栽木 (一斉林)	H24	1.16	いわき市田人町 旅人前山	330 林班い 1 小 班	国有林	
MA31	アカ マツ	天然更新木 (皆伐跡地)	H25	—	飯館村大倉松ヶ平	2210 林班ろ小班	国有林	
MA43	アカ マツ	天然更新木 (皆伐跡地)	H26	—	飯館村深谷	2351 林班と小班	国有林	
MA45	アカ マツ	天然更新木 (皆伐跡地)	H26	—	葛尾村落合	1244 林班わ 1 小 班	国有林	
KA8	カラ マツ	植栽木 (一斉林)	H24	0.69	いわき市田人町 旅人明神石	1-2-5 を	民(会社有林)	
KA14	カラ マツ	植栽木 (一斉林)	H24	0.33	いわき市川前町 下桶売西向	74-12	民(個人)	
KA18	カラ マツ	植栽木 (一斉林)	H24	0.14	田村市都路町 古道呼石	87-31	民(個人)	
K03	コナラ	植栽木(キノコ 原木混交林)	H23	6.10	田村市都路町 古道福谷井 (三輪山)	28	民(共有林)	
K016	コナラ	植栽木(キノコ 原木混交林)	H23	2.49	田村市都路町 古道大平	50-4	民(個人)	
K039	コナラ	植栽木(キノコ 原木混交林)	H29	0.40	天栄村牧之内 コロビ石	11-1	民(個人)	
K05	コナラ	ぼう芽木(キノ コ原木混交林)	H23	6.10	田村市都路町 古道福谷井 (三輪山)	28	民(共有林)	
K015	コナラ	ぼう芽木(キノ コ原木混交林)	H23	2.49	田村市都路町 古道大平	50-4	民(個人)	
K038	コナラ	ぼう芽木(キノ コ原木混交林)	H29	0.67	天栄村牧之内 鷹ヶ沢	14	民(個人)	
KN14	クヌギ	植栽木 (一斉林)	H25	1.89	いわき市川前町 下桶売西向	73-1	民(共有林)	
KN17	クヌギ	植栽木 (一斉林)	H25	1.10	いわき市川前町 上桶売根本	130-2	民(牧野組合 林)	
KN22	クヌギ	植栽木 (一斉林)	H25	1.45	いわき市川前町 小白井精才	74	民(個人)	
R5 再設定 SU69	スギ	植栽木 (一斉林)	H24	0.84	広野町五社森	749 林班る 5	国有林	
R5 再設定 SU70	スギ	植栽木 (一斉林)	H29 H30	1.47	南相馬市和田城	2008 林班と 2, と 3	国有林	
R5 再設定 SU71	スギ	植栽木 (一斉林)	H27	3.58	田村市都路町 岩井沢	262 林班む 1	国有林	
R5 再設定 SU72	スギ	植栽木 (一斉林)	H27	2.29	川内村毛戸地区		民(村有林)	
R5 再設定 HI21	ヒノキ	植栽木 (一斉林)	H27	2.29	川内村毛戸地区		民(村有林)	

(※2) 放射性セシウム濃度の測定結果が「不検出 (ND)」が多くなったことにより令和 7 年度調査から除外した調査区

(別添参考2) 植栽木等調査区 (令和8年度、令和10年度及び令和12年度調査箇所)

No.	樹種		植栽年度	植栽等面積 (ha)	採取地	地番(民有林) 林小班(国有林)	所有形態	R8 予定箇所○
SU66	スギ	植栽木 (一斉林)	H23	1.23	いわき市三和町 北ノ入	44 林班ほ小班	国有林	○
SU67	スギ	植栽木 (一斉林)	H30	1.63	檜葉町井出	651 林班よ小班	国有林	○
SU68	スギ	植栽木 (一斉林)	H28	0.55	田村市都路町 古道馬場平	111	市有林	○
HI04	ヒノキ	植栽木 (一斉林)	H27	11.27	いわき市川前町 下桶売	110 林班る3 小班	国有林	○
HI08	ヒノキ	植栽木 (一斉林)	H27	16.53	いわき市田人町貝泊	410 林班ち小班	国有林	○
HI13	ヒノキ	植栽木 (一斉林)	H23	1.51	いわき市三和町 北ノ入	44 林班ほ小班	国有林	○
MA18	アカマツ	天然更新木 (皆伐跡地)	H26	-	葛尾村落合	1244 林班わ1 小班	国有林	○
MA44	アカマツ	天然更新木 (皆伐跡地)	H25	-	飯館村深谷あいの沢	2351 林班と小 班	国有林	○
MA48	アカマツ	天然更新木 (皆伐跡地)	H27	-	葛尾村野川	1268 林班に小 班	国有林	○
KA01	カラマツ	植栽木 (一斉林)	H24	0.29	猪苗代町上村西	1510-4	民(個人)	○
KA03	カラマツ	植栽木 (一斉林)	H25	0.77	猪苗代町上村前	163-1	民(個人)	○
KA09	カラマツ	植栽木 (一斉林)	H24	1.47	いわき市田人町旅人 明神石	1-2-1 ほ	民(会社有林)	○
K042	コナラ	植栽木(キノコ 原木混交林)	H30	0.16	田村市船引町中山字 堂ノ作	75	民(個人)	○
K044	コナラ	植栽木(キノコ 原木混交林)	H28	3.36	田村市船引町 船引片曾根	24	民(共有林)	○
K046	コナラ	植栽木(キノコ 原木混交林)	H27	12.87	田村市都路町 古道南作	44	民(共有林)	○
K041	コナラ	ぼう芽木(キノ コ原木混交林)	H30	0.39	田村市常葉町西向	145	民(森林組合)	○
K043	コナラ	ぼう芽木(キノ コ原木混交林)	H28	3.36	田村市船引町 船引片曾根	24	民(共有林)	○
K045	コナラ	ぼう芽木(キノ コ原木混交林)	H27	12.87	田村市都路町 古道南作	44	民(共有林)	○
KN12	クヌギ	植栽木 (一斉林)	H25	1.89	いわき市川前町 下桶売西向	73-1	民有林	○
KN21	クヌギ	植栽木 (一斉林)	H25	1.45	いわき市川前町 小白井精才	74	民有林	○
KN29	クヌギ	植栽木 (一斉林)	H27	1.20	いわき市川前町 上桶売鬼ヶ城	62	民有林	○

委託事業における人件費の算定等の適正化について

1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費とは委託事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$$

※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下「管理者等」という。）

が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

また、上記のほか、地域別、業種別等の賃金水準の変動に伴い、委託先において賃金改定をした場合であって、実施中の委託事業に適用される時間単価が適当でないと認められるときは、別途委託先と協議の上、時間単価を変更することができる。その場合、委託先との協議は、履行期限まで3か月以上ある場合に限り開始できるものとし、協議が調ったときは、当該賃金改定が適用された日（月を単位として適用された場合はその月）以降の人件費について、変更後の時間単価を適用するものとする。

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該委託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあつては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

(2) 一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による。})$$

2. 受託単価による算定方法

委託先（地方公共団体を除く。以下2.において同じ。）において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下「受託単価」という。）の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

○ 受託単価の構成要素を精査する際の留意点

- ア 事業従事者の職階（課長級、係長級などに対応した単価）に対応しているか。
- イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている場合は、各単価及びその根拠を確認すること。
- ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重複計上されていないか確認すること。

<受託単価による算定方法>

○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。

○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができる。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることはできない。

3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切捨て）

<実績単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の
人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で支給されているものは除外する（以下同じ。）。

・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする（以下同じ。）。

・年間理論総労働時間は、年間総支給額の算定期間に係る営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{委託先が負担する（した）（年間総支給額} + \text{年間法定福利費等）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額} + \text{年間法定福利費等）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額} + \text{年間法定福利費等）} \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外に従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間 = 年間理論総労働時間 + 当該委託事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計

4. 一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

5. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

		(4月) 所属 ○○○部 ××課				役職 ○○○○		氏名 ○○ ○○		時間外手当支給対象者か否か													
時	日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容		
	1				← A →			← B →														A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ	
	2				← A →			← A →				← C →										A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ	
	3				← D →			← B →				← A →										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備	
	4				← A →																	A(9.5h)○○調査現地調査	
	5				← A →			← D →															A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業
	..																						
	30																						
	31																						
		勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○				A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業				合計					A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)								

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備すること（当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないように適切に管理すること。）。

- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
- ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・委託事業の内容から、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容が分かるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

（経過措置）

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成22年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成23年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。

附 則

この通知は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和8年1月19日付け7予第1942号）

(施行期日)

1 この通知は、令和8年1月19日から施行する。

(経過措置)

2 この通知の施行前に、この通知による改正前の委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知。以下「人件費通知」という。）に基づき、この通知による改正後の人件費通知と異なる取扱いをしている委託事業における人件費の算定については、この通知による改正前の人件費通知の規定を適用することができる。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> ・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・その他（ ） 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）